

下水道処理施設維持管理支援システムの再構築にかかる設計・開発及び運用・保守業務（仮称）の意見招請 意見書回答

No	対象資料名	該当箇所 (見出し・頁番等)	意見区分	意見内容	(左記意見の)理由・根拠等	回答
1	調達仕様書（案）	p2 ・契約締結日は、令和9年7、8月頃を想定している。	記載内容の一部修正	「契約締結日は令和9年7～8月頃を想定している」と記載されており契約締結時期によって実際の作業期間に最大2ヶ月程度の差が生じる可能性があるため、初年度の支払割合については、契約締結日及び工程進捗を踏まえ、貴市と受託者が協議の上で調整可能としていただきたい。	契約締結時期は受託者が制御できる事項ではなく、その時期の変動により設計・開発工程の実施時期や各年度における作業量の見直しが必要となる場合がある。 このような場合、入札時点で想定した工程計画や要員配置と実際のプロジェクト進行との間に差異が生じることとなるが、支払割合があらかじめ固定されている場合には、実態に即した各年度の工数及び費用配分を反映することが困難となる。 特に、契約締結の遅延等により作業の翌年度への繰越しや工程の再編が発生した場合であっても、固定された支払割合に従わなければならない場合、実際の作業実績と収益計上時期が乖離し、受託者にリスクを負わせることとなると考える。	ご意見を踏まえて、契約締結予定時期の記述の見直しを検討いたします。
2	調達仕様書（案）	p6 2 作業進捗の報告等 作業の推進方法、方針の確認、修正及び進捗状況確認等、作業進捗の報告で必要となる資料を作成し、週1回程度の報告を行うこと。	記載内容の一部修正	作業進捗の報告の頻度は月1回程度へ変更頂き、プロジェクトの進捗状況や課題管理状況等を踏まえ、必要に応じて開催頻度を貴市と協議の上、変更できる内容としていただきたい。	プロジェクトの状況に応じて適切な報告頻度を設定することで、貴市及び受託者双方の会議運営負荷を軽減し、より効率的なプロジェクト管理を実現するため。特に設計内容が安定したフェーズや課題発生が少ないフェーズにおいては、報告頻度を柔軟に見直すことで、会議資料作成や会議運営に係る工数を実作業へ充当でき、業務全体の生産性向上に資するため。	設計・開発工程を円滑に進めるためには、課題やリスクを早期に把握し、必要となる対策を迅速に実施していくことが重要であり、これを実現するにあたっては、発注者と受注者間のコミュニケーションが高い頻度で行われている必要があると考えております。 そのため、本要件についての見直しは行わないことといたします。
3	調達仕様書（案）	p12 4.12 会議開催 ・設計・開発工程において定例進捗会議を週1回程度開催するとともに、業務の進捗状況を設計・開発実施要領に基づき報告すること。なお、運用・保守工程においては、月1回程度の定例会の開催を想定している。	記載内容の一部修正	設計・開発工程において定例進捗会議の頻度は月1回程度へ変更頂き、プロジェクトの進捗状況や課題管理状況等を踏まえ、必要に応じて開催頻度を貴市と協議の上、変更できる内容としていただきたい。	同上	同上
4	調達仕様書（案）	5.2.作業要員に求める資格等の要件	記載内容の一部修正	統括責任者と実施責任者（PM）の兼務を認めていただきたく、仕様の緩和をご検討いただけますでしょうか。	本業務において要求される「政府機関等における同等規模以上のシステム設計・開発の経験（10年以上）」および「対象パッケージソフトウェアを用いたPM経験」を網羅する高度な技術者は限られており、それぞれの役割に専任の要員を単独で配置することは、受託企業側のリソース確保の観点から入札への参加機会を狭める要因となります。 一方で、双方の要件（実績・資格）を完全に満たす「プロジェクト統括およびマネジメントの双方に精通した有資格者」が双方の役割を兼務することは、以下のメリットをもたらし、本業務をより確実かつ効率的に遂行できると考えます。 意思決定の迅速化と責任の一元化：統括責任者（方針決定・リスク管理）と実施責任者（現場指揮）を同一人物が担うことで、課題発生時の意思決定スピードが最大化され、迅速なプロジェクト推進が可能となります。 コミュニケーションコストの削減：発注者様との窓口が一元化され、双方の役割間での情報伝達ロスや認識の齟齬が完全に排除されます。	統括責任者と実施責任者を兼務可能とした場合、統括責任者が果たすべき役割（全体統括・意思決定等）に客観性や相互牽制機能が無くなり、プロジェクトの品質や遂行へ悪影響を及ぼす恐れがあると考えております。 そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。
5	調達仕様書（案）	5.2.作業要員に求める資格等の要件 (3)システム設計・開発のチームリーダー及び担当者	記載内容の一部修正	以下文言について削除頂くことをご検討願います。 また、以下のいずれかに該当すること。 ・システムアーキテクト試験の合格者 ・データベーススペシャリスト試験の合格者	今回のプロジェクトでは相当の人数で体制を構築する必要があり、左記資格が必須条件とされた場合、要員体制に影響を与え、必要以上の人員配置が発生し、費用の増加が見込まれるためです。	本業務では、カスタマイズ対応が一定程度見込まれることから、体制内の要員として、これを遂行する能力を有していることが必要と考えており、それを資格等により求めるものとなります。 そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。
6	調達仕様書（案）	5.2.作業要員に求める資格等の要件 (3)システム設計・開発のチームリーダー及び担当者	記載内容の一部修正	以下文言の追加もしくは緩和、修正頂くことをご検討願います。 ・要件定義書「2.業務要件定義」に示す本システムの対象業務（下水道処理施設の維持管理・運転管理業務等）の業務領域において、専門知識を有すること。 ■修正文言案 要件定義書「2.業務要件定義」に示す本システムの対象業務（下水道処理施設の維持管理・運転管理業務等）の業務領域において、専門知識を有していることが望ましい。	当該要件における「専門知識を有すること」の解釈によっては、下水道施設の維持管理・運転管理業務に関する全ての業務経験を有する技術者をアサインできない可能性があるためです。	要件定義書の「2.業務要件定義」の業務領域に対して専門知識（知見）を有することは、本業務を遂行する上で必要なものと考えております。 そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。

No	対象資料名	該当箇所 (見出し・頁番等)	意見区分	意見内容	(左記意見の)理由・根拠等	回答
7	調達仕様書(案)	p20 7.2 契約不適合責任 ・契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができるものとする。 ・前項の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。	記載内容の一部修正	契約不適合責任に係る通知については、「検収後1年以内」へ見直しをいただきたい。	不適合の発見時期によっては検収後数年を経過した後であっても責任追及が可能となり、受託者に無制限に近い責任を負わせる結果となるため、契約上のリスク負担として均衡を欠くものとする。	ご意見を踏まえて見直しを検討いたします。
8	調達仕様書(案)	7.4. 契約金の請求	記載内容の一部修正	以下のような形で文言の追加もしくは緩和、修正頂くことをご検討願います。 ■追加文言案 契約金の請求割合について調整事項が発生した場合、発注者と協議のうえ割合もしくは金額を見直すことも検討する。	開発費、運用保守費、システム利用料(クラウド利用料)など、年度ごとにかかる費用に対して請求額との乖離が大きい場合、受託リスクとなる可能性があるため、協議させていただきたい意図です。 今回のプロジェクトではクラウド基盤上でのシステム構築かつ5年間の利用料が含まれており、為替や社会情勢の影響による価格変動が想定されるため、割合を指定されることは受託リスクに繋がるためです。 また昨今の情勢を踏まえてクラウド基盤提供事業者側が費用を担保した形で多年度一括契約に応じられず、受託リスクを考慮し、調達に参加できない業者が出てくる可能性も考えております。	本業務は、設計・開発及び初期の運用・保守を含む長期に亘る契約のため、その都度請求割合や金額を調整可能とした場合、契約後半の体制維持や業務遂行に支障を及ぼす恐れがあると考えており、そのような状況を避けるため、あらかじめ契約条件として、各年度の支払割合を定めるものとなります。 そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。
9	調達仕様書(案)	p20 7.4. 契約金の請求 ・受託者は、完了検査の結果が合格のときは、「表 4 契約金の請求割合」に定める期間及び金額ごとに、分割で契約金を請求することができます。なお、各期間の金額に1円未満の端数が生じる場合は、初回請求に含める。	記載内容の一部修正	構築費用と運用・保守費用を分離した契約体系をご検討いただきたい。 運用・保守費用については、運用設計の実施後に具体的な運用体制やサービス内容、役割分担等を整理した上で見積を行う方式としていただきたい。	・運用設計後に見積を行うことで、実態に即したサービスレベルと適正コストの設定が可能となるため。 ・運用費用を固定化した場合、受託者の継続的な改善提案やサービス向上へのインセンティブが低下する。 また受託者が利益確保のため内部コスト削減を優先する可能性があるため、その結果、サービス品質や対応水準の低下につながる懸念がある。 ・一方で、構築費のみで価格競争が行われることを防ぐため、入札時に運用・保守費用の参考価格を提示させ、その妥当性を評価対象とすることが望ましい。 なお、運用保守費用参考額の妥当性については、各ベンダーからの提案時点における運用範囲、対応体制、サービスレベル、障害対応、保守作業等の前提条件を明確にしたうえで算出するものとする。 また、初期費用と運用保守費用の配分が著しく偏っている場合には、費用配分の合理性、算出根拠および将来年度における費用負担の妥当性について確認し、評価に反映するものとする。	本業務の調達では、設計・開発だけでなく初期の運用・保守も含めた総合的な価格評価を行いたいものとなります。そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。
10	調達仕様書(案)	8.2. 受注実績 5.2. 作業要員に求める資格等の要件	記載内容の一部修正	以下文言については、削除して頂くことをご検討願います。 ■削除要望対象 ・パッケージソフトウェア以外の提案を行う場合は、提案するシステムが、過去5年以内に政令指定都市、中核市又は都道府県等の規模の地方公共団体へ導入した実績を有すること。 また同様に「5.2.作業要員に求める資格等の要件」の(2)、(3)、(5)における以下文言についても削除して頂くことをご検討願います。 (2)また、過去10年以内に、本業務で受託者が提案するパッケージソフトウェア等を用いたシステム設計・開発の実施責任者(PM)としての経験を有すること。 (3)また、過去10年以内に、本業務で受託者が提案するパッケージソフトウェア等を用いたシステム設計・開発のチームリーダーとしての経験を有すること。 (5)また、過去10年以内に、本業務で受託者が提案するパッケージソフトウェア等を用いたシステムの運用・保守業務に従事した経験を有すること。	パッケージソフトウェア以外の提案を行う場合については、今回提案する維持管理システムは独自性が高いことから、同規模かつ5年以内での実績を求められる場合、参加できる事業者が大きく減少し、競争性を確保できなくなるためです。	本業務の遂行にあたっては、業務遂行能力を有した要員の配置が必要と考えており、それを資格等により求めるものとなります。そのため、「5.2.作業要員に求める資格等の要件」の見直しは行わないことといたします。 「8.2.受注実績」については、ご意見を踏まえて見直しを検討いたします。

No	対象資料名	該当箇所 (見出し・頁番等)	意見区分	意見内容	(左記意見の)理由・根拠等	回答
11	調達仕様書(案)	8.2.受注実績	記載内容の一部修正	以下文言について下記の通り修正頂くことをご検討願います。 ■修正前 受託者は、元請事業者として、以下の受注実績を有すること。 ■修正案 受託者又は提案体制を構成する事業者が、以下の受注実績を有すること。	本要件は「元請事業者としての受注実績」を求める内容となっておりますが、本業務の遂行能力を評価する目的であれば、元請としての実績に限定する必要性は必ずしも高くないと考えます。 特に、本業務ではパッケージベンダーや専門事業者と連携した体制による提案も想定されることから、元請・下請を問わず、提案者又は提案体制を構成する事業者が同種又は類似業務の実績を有していれば、業務遂行能力の確認は十分可能と考えます。 元請実績のみに限定した場合、実際には十分な知見や技術力を有する事業者であっても参加が困難となり、競争性の低下につながるおそれがあります。 そのため、提案体制全体として同種又は類似業務の実績を有することを認めるなど、要件の緩和をご検討いただきたく存じます。	本業務の受注者となり得る事業者自身の業務遂行能力を評価するにあたっては、再委託先などとして業務の一部に携わった実績ではなく、元請事業者として業務全体を統括した実績が必要であると考えております。 そのため、本要件についての見直しは行わないことといたします。
12	調達仕様書(案)	p21 8.3.複数事業者による共同入札 複数事業者による共同入札 本調達では、複数の事業者による共同提案は認めない。	記載内容の一部修正	受託者単独での提案に限定せず、代表事業者及びリース会社等を含む構成事業者の役割分担、責任範囲、契約・請求関係を明確にすることを条件として、リース会社等を含めた複数事業者による共同提案を認めていただきたい。	「7.4 契約金の請求」において、「表4 契約金の請求割合」に定める期間及び金額ごとに分割で契約金を請求する旨が記載されているが、当該請求割合を前提とした場合、実際の作業実績と収益計上時期が乖離する可能性があるため、資金負担や債務管理を受託者単独で担うことは通常困難と考えるため。そのため、リース会社等の参画による適切な資金調達及び債権管理を行いたい。	札幌市契約規則第29条第1項及び札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第94条第1項においては、「共同請負により役務の提供が受けられる契約は、共同請負でなければ安定的な役務の提供の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとする。」とされています。 本業務は、単独請負が可能な事業者も見込まれることから、この要件を満たすのではなく、そのため共同請負及び共同提案を認めていないものとなります。
13	要件定義書(案)	4.13.移行に関する事項 (3)移行に係る役割分担 表 4 13 移行作業の役割分担	記載内容の一部修正	「表 4 13 移行作業の役割分担」のNo.2について、現行システムにおける移行データの調査・整備に関しては、主担当を現行システムの運用・保守事業者、支援を本業務の受託者に修正頂くことをご検討願います。	通常現行システムにおける移行データの調査・整備に関しては、移行対象データの取捨選択や現行データ構造等を最も理解されているお客様業務部門及び現行システムの運用・保守事業者を中心に実施頂くことが望ましいためです。	移行データの調査・整備は、本業務で構築するシステムの機能要件、データ構造及び移行方針を踏まえて実施する必要があることから、本業務の受注者が実施するものと想定しております。 そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。
14	要件定義書(案)	p29 ・運用・保守業務で達成目標とするサービスレベル項目及びサービスレベルを本市と協議の上、決定すること。 ・SL0の測定指標に基づき、運用期間中の計測結果を定期的に報告すること。これ以外にも、運用期間中において必要と考えられるSL0を本市に提示し、本市と協議の上で目標値の設定を行うこと。 ・なお、SL0に基づいて運用した結果、本市又は受託者が、SL0項目の実効性が低い、もしくは実行が困難であると判断した場合、相手方にその旨を通知した上で、再度協議を行い、実効性を高めるよう項目やその水準の見直しを行うこと。	記載内容の一部修正	貴市が想定する標準的なSL0項目および目標値の例を仕様書等で提示いただきたい。	SL0項目および目標値の解釈が提案事業者ごと、また委託者・受託者間においても差異が生じる可能性があり、提案価格及び運用・保守範囲の前提条件に影響を与えるため。	SL0項目等については、要件定義書の「4.4.性能に関する事項」や「4.5.信頼性に関する事項」などに定める要件を踏まえたものを、協議の上決定することとしております。 そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。
15	要件定義書(案)	P31 サービスレベル(SLA)の合意	記載内容の一部修正	SLAと記載があるが、SL0の誤りが確認したい。	「表 4 16 運用・保守計画書の記載内容の例」にはSL0と記載があるため。	ご意見を踏まえて見直しを検討いたします。
16	要件定義書(案)	p31 サービスレベル(SLA)の合意 運用・保守業務を実施する際に必要なサービスレベル(本システムの稼働率や可用性等に関する目標、脆弱性情報把握から対処までの目標期間等)を本市と協議の上、合意すること。	記載内容の一部修正	貴市が想定する標準的なSL0項目およびサービスレベルの例を仕様書等で提示いただきたい。	SLA項目およびサービスレベルの解釈が提案事業者ごと、また委託者・受託者間においても差異が生じる可能性があり、提案価格及び運用・保守範囲の前提条件に影響を与えるため。	No14と同様

No	対象資料名	該当箇所 (見出し・頁番等)	意見区分	意見内容	(左記意見の)理由・根拠等	回答
17	要件定義書(案)	p34 ・アプリケーションの根幹に影響しない軽微な修正 (画面や帳票の入出力項目の追加・修正、検索条件の項目追加・修正、画面項目の制御や変更、閾値等の設定変更、アプリケーション設定値の変更等)について、運用・保守業務の範囲内で対応すること。	記載内容の一部修正	「軽微な修正」の定義を明確化するとともに、画面・帳票・検索条件等の追加や変更については、運用・保守業務の範囲外とし、別途協議又は別契約での対応としていただきたい。	「軽微な修正」の解釈について提案事業者ごと、また委託者・受託者間においても差異が生じる可能性があり、提案価格及び運用・保守範囲の前提条件に影響を与えるため。また、画面項目や帳票項目の追加・変更等については、設計、開発、テスト等の対応を伴う場合があり、運用・保守業務の範囲として一律に求めることは事業者間で認識齟齬が発生する要因となるため。調達の公平性確保及び適正なコスト算定の観点から、機能改修を伴う変更については別契約又は別途協議による対応とすることが望ましいと考える。	軽微な修正については「画面や帳票の入出力項目の追加・修正、検索条件の項目追加・修正、画面項目の表示制御や文言変更、閾値等の設定変更、アプリケーション設定値の変更等、アプリケーションの根幹に影響を及ぼさない範囲の修正」と定めており、本業務中に含めるものとしております。 そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。
18	別添3_機能一覧	E12、13	記載内容の一部修正	「登録済の平面図を画面表示した上で、当該平面図上で図形オブジェクト(任意形状)を配置できること」とあるが、「任意形状」の文言は削除いただきたい。	精査の結果、標準機能では対応が困難であり、開発工数およびコストへの影響が大きいため。	ご意見を踏まえて見直しを検討いたします。
19	別添3_機能一覧	F13	記載内容の一部修正	「「日誌入力」の入力値に対する変換処理をシステム内で行えること。変換処理の内容は本業務の受託後に別途仕様を提示することとする」とあるが、仕様については入札前、あるいは遅くとも入札時に開示していただきたい。	処理内容が複雑で対象項目も多岐にわたることが想定されるため、入札時点で詳細な要件・対象情報が提示されていない場合、適正な工数算定および見積額の算出が困難となるため。	入札公告期間中の貸出資料に含めることといたします。